



浜松市文化財保存活用地域計画(案)のパブリック・コメント制度 による意見募集の実施について

本市の文化財の保存活用に関する方針及び今後の事業計画を示す「浜松市文化財存活用地域計画(案)」についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

浜松市文化財存活用地域計画(案) ※詳細は別紙のとおり

2 案の趣旨

文化財をめぐる近年の社会情勢の急激な変化に対応するため、平成31年(2019年)4月に文化財保護法が改正施行され、文化財の保存活用について総合的かつ実行性のある計画作成が求められるようになりました。

本計画は、この法改正を受け作成するもので、本市における文化財の特徴をまとめるとともに、文化財の保存と活用の方針を定め、今後10年間で実施する具体的な取組・事業を示します。

3 案の公表および意見募集期間

令和2年12月17日(木)から 令和3年1月20日(水)まで

4 案の公表先

文化財課(市役所本館3階)、地域遺産センター(北区引佐町井伊谷)、浜松市博物館(中区蛸塚四丁目)、市政情報室(市役所北館2階)、区役所(区振興課)、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)等にて配布(本編及び概要版)。参考資料として資料編(閲覧のみ)を配架。また、浜松市公式ホームページに本編及び資料編のカラー版を掲載。

5 意見の提出方法

意見(住所、氏名または団体名、電話番号、メールアドレス(ある人)を記載)を直接持参または郵便、電子メール、FAXで文化財課へ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」からも直接提出できます。

6 意見の処理方法

提出された意見に対しては、後日、市の考え方を公表します。

(公表先は、上記4「案の公表先」と同じです。)